

趣 旨

優れた美術品をより**多くの国民が鑑賞**できるよう、展示美術品の損害を政府が補償することにより、質の高い展覧会が**広く全国で開催**されるよう国が支援する。

【背景】

- 美術品の評価額の上昇、テロ・自然災害等により、展覧会の美術品の保険料が高騰。
- 景気悪化に伴い、民間主催の大規模展覧会の規模が縮小。断念するケースも。
- G8ではロシアと日本以外で、またEU加盟国の約6割で、国家補償制度を導入済。

概 要

- 美術品の損害につき、政府が補償契約を締結できることを定める。
- 対象となる展覧会は、国民が美術品を鑑賞する機会の拡大に資するものとして文部科学省令で定める規模、内容その他の要件に該当するものであることとする。
- 対象となる展覧会の主催者は、当該展覧会を適確かつ円滑に実施するために必要な経理的基礎及び技術的能力を有する者であることとする。
- 損害総額の一定部分は主催者が負担、それを超える部分を国が補償する(ただし、補償上限額を定める)。
- 毎年度の補償契約の締結の限度額を予算で定める。
- 文化審議会の意見を聴いて、対象となる展覧会を決定する。

【本法案の効果】

- ① **広く全国で**安定的・継続的に優れた展覧会が開催されるようになる。
- ② 海外の美術品を**多くの国民の鑑賞に供する**ことで、国際文化交流が活性化する。
- ③ 展覧会の選定手続を通じ、その美術館の企画・運営能力の向上が図られる。

施行期日

公布の日(平成23年4月4日)から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日